

小平市立花小金井小学校

# いじめ防止基本方針

小平市立花小金井小学校  
校長 高橋 良友

## 1 いじめ問題に対する基本方針

いじめを苦にして自らの命を絶った事件を教訓に、二度とこのようなことが起こらないように、そして、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるようにする。そのために、文部科学省・東京都教育委員会・小平市教育委員会の方針を受け、学校が果たすべき基本方針を明記し、職員に周知するとともに、組織対応を徹底する。

なお、いじめの定義はいじめ防止対策推進法第2条に以下の通り定義されている。

「いじめとは、児童に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(1) 全ての教職員が、いじめに対する共通認識をもつ。

- ① 「いじめは絶対に許されない」
- ② 「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」
- ③ 「どの児童もいじめの被害者にも加害者になりうる」
- ④ 「いじめとは～当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。」

(2) いじめ防止の取り組みを推進する6つのポイント

- ① 軽微ないじめも見逃さない。教員の鋭敏な感覚によるいじめの認知
- ② 学校組織全体で一丸となって取り組む。
- ③ 学校、家庭、地域が連携して「児童が安心して相談できる環境」を構築する。
- ④ 児童たち自身がいじめについて考え行動できるようにする。
- ⑤ 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る。
- ⑥ 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する。

(3) 校内組織

① 花小金井小学校いじめ対策委員会の設置

いじめの確実な発見と早期対応を目的に設置する。

校長、副校長、主幹教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター（必要に応じて特別支援教室巡回指導教員及び外部専門家）、当該学年の教員で構成する。

② 花小金井小学校サポートチームの活用

複雑化多様化するいじめ問題に適切に対応するために、また、市教育委員会や関係機関との連携・協力を推進するために花小金井小学校いじめ対策委員会を支援する組織として花小金井小学校サポートチームを活用する。

学校経営協力者、学校経営協議会委員、民生児童委員、スクールサポーターで構成する。

## 2 主な取り組み

### ①未然防止

#### 児童に

- ・「わかった」「おもしろい」と思える魅力ある授業を実践する。
- ・一人一人を伸ばす指導を行い、自己肯定感、自己有用感を高める。
- ・読書活動等で豊かな情操を培う。
- ・道徳の授業を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させる。
- ・きまりやルールについての理解を深め、それらを守ろうとする態度を身に付けさせる。
- ・児童同士が話し合い、学び合う授業を通して、互いの良さを認め合えるようにする。
- ・たてわり班活動や異学年交流を通して「人が喜ぶ姿を見て喜べる児童の育成」を目指す。
- ・いじめ防止授業を年間3回以上実施する。いじめを許さない、見て見ぬふりをするのはもっと許さないという指導を行う。
- ・6年生はSOSの出し方に関する授業を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症に関連するいじめを生まない指導を行う。

#### 教職員に

- ・年度当初に児童と教師の信頼関係を構築する。この先生なら助けてくれるという思いをもたせることができるようにする。
- ・教職員の「いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。
- ・いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を学期に1回実施する。

#### 保護者に

- ・4月の保護者会で「いじめ防止基本方針」を周知し、理解を得る。

### ②早期発見・早期対応

- ・教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進を図る。
- ・教職員は日常的に児童への声掛けと様子の観察を行う。
- ・毎月「いじめ発見チェックシート」を活用する。
- ・週1回の学年会では、必ず学級の様子を情報交換する。その情報は学年主任が紙面で管理職に上げる。
- ・学年会等で共有した情報は学年主任が生活指導夕会で全教職員に提供する。
- ・教職員は気づいたすべての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に学年主任に伝える。学年主任はすぐにいじめ対策委員会に報告し、継続して対策を講じる。
- ・「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回以上実施し、いじめの確実な発見に努める。また、いじめをはじめとした様々な課題を把握するため、年2回、学校評価児童アンケートを実施する。結果は全教職員で共有する。いじめの案件としてあがった事例は、案件から削除されるまで経過を保護者に伝える。
- ・スクールカウンセラーによる5年生児童全員面接を行う。相談窓口の周知を図る。
- ・いじめ問題の対応経過については、すべての事例について記録を残し、全教職員が確認できる方法で保管する。

### ③重大事態への対処

- ・「重大事態」の定義を確実に理解する。「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。相当の期間（年間30日を目途とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（いじめ防止対策推進法第28条第1項）
- ・直ちに小平市教育委員会に報告する。
- ・被害の児童の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるように

なるまで、継続的な支援を続ける。

- ・調査の結果等の情報について、被害の児童の保護者に提供する。
- ・加害の児童に対しては、二度と同様の行為を行わないよう内省を促し、自分の行為を振り返ることができるようにする。

#### ④ SNS、スマホを利用したいじめ（ネットいじめ）への対策の推進

- ・警察や関連機関との連携を図り、今日的課題や現状の把握に努め、その情報を保護者と共有し、学校と家庭が連携してこの問題に取り組む。
- ・学習者用端末を用いた学習の際に、情報モラルの指導を必ず行う。
- ・セーフティ教室では5年生を対象にインターネットに関わる指導を行う。
- ・家庭での取組として管理の仕方、ルール作り等、保護者に協力を依頼する。
- ・学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。
- ・ネット上の人権侵害に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。

### 3 いじめが発生した場合の対応

#### (1) 事実確認

- ・発見、通報を受けた教職員は管理職または「いじめ防止対策委員会」に情報をあげる。
- ・関係児童への聞き取りを複数の教職員で迅速に行い、記録を保存する。

#### (2) 報告・連絡・相談

- ・事実確認の結果は、迅速に市教育委員会に報告する。
- ・被害、加害児童の保護者にまず一報を入れる。
- ・経緯を記録し保存する。

#### (3) 安全確保

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・被害児童及びその保護者に対する支援を行う。
- ・経緯を記録し保存する。

#### (4) 指導・助言

- ・いじめを行った児童に直ちにいじめをやめさせ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導及びその保護者に対する助言を行う。
- ・被害児童、加害児童ともにスクールカウンセラーを活用し、心のケアや指導の充実を図る。
- ・いじめを知らせた児童を守るために、教員同士の情報の共有や声掛け、見守りなど、安全を確保する取り組みを徹底して行う。
- ・経緯を記録し保存する。

#### (5) 関係機関との連携

- ・犯罪行為として取り扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。
- ・被害の児童、加害の児童について進学先である中学校に情報を提供することで、いじめが繰り返されることのないようにする。